◎PFOS及びPFOA水質検査結果（令和８年度）

令和8年10月末時点

１．深谷市水道事業水質検査計画に基づく検査（定期検査）

１-１.浄水［水質基準項目：基準値50ng/L(0.00005mg/L)］

浄水場系の給水栓で年4回、配水場系の給水栓で年1回、浄配水場出口で年1回行います

No.		検査箇所	採水日・結果(ng/L)								備考
浄配水場出口	1	皿沼浄水場			9/2	14					
	2	前川原浄水場			9/2	< 5					
	3	岡部浄水場			9/3	< 5					
	4	川本浄水場			9/7	< 5					
	5	新仙元山配水場			9/2	< 5					
	6	今泉配水場			9/3	< 5					
	7	本田配水場			9/7	< 5					
	8	花園第一配水場			9/7	< 5					
	9	花園第二配水場			9/7	< 5					
給水栓	1	本田ヶ谷集落排水場	6/1	15	9/2	15	12/2		3/1		皿沼浄水場系
	2	矢島農業集落センター	6/1	< 5	9/2	< 5	12/2		3/1		
	3	川内公園	6/1	14	9/2	15	12/2		3/1		
	4	町田自治会館	6/1	< 5	9/2	< 5	12/2		3/1		前川原浄水場系
	5	前小屋浄水場	6/1	< 5	9/2	< 5	12/2		3/1		前小屋浄水場系
	6	大谷第一自治会館			9/2	< 5					新仙元山配水場系
	7	櫛挽農民センター			9/2	< 5					
	8	南岡自治会館	6/4	< 5	9/3	< 5	12/3		3/3		岡部浄水場系
	9	後榛沢公会堂	6/4	< 5	9/3	< 5	12/3		3/3		
	10	柴崎公園	6/4	< 5	9/3	< 5	12/3		3/3		
	11	中折之口公園	6/4	< 5	9/3	< 5	12/3		3/3		
	12	本郷南部集会所			9/3	< 5					今泉配水場系
	13	岡部中央グラウンド			9/3	< 5					
	14	明戸自治会館	6/4	< 5	9/7	< 5	12/3		3/3		川本浄水場系
	15	畠山重忠公史跡公園			9/7	< 5					本田配水場系
	16	消防団第24分団			9/7	< 5					花園第一・第二配水場系

※全量受水の配水場系給水栓においては、送水元(県行田浄水場、岡部浄水場)の検査結果が基準値の1/5以下であり、送配水施設において濃度が上昇しないことが明らかであるため年1回へ検査回数を省略します。

１-２.原水

稼働している全ての水源で年1回行います

No.	検査箇所	採水日・結果(ng/L)	備考
1	第18号水源	1/6	皿沼浄水場水源
2	第19号水源	1/6	
3	第20-1号水源	1/6	
4	第21号水源	1/6	
5	第22号水源	1/6	
6	第23号水源	1/6	
7	第24号水源	1/6	
8	第25号水源	1/6	
9	第26号水源	1/6	前川原浄水場水源
10	第27号水源	1/6	
11	第51号水源	1/6	前小屋浄水場水源
12	第63号水源	1/14	岡部浄水場水源
13	第64号水源	1/14	
14	第65号水源	1/14	
15	第67号水源	1/14	
16	第68号水源	1/14	
17	第80号水源	1/12	
18	第81号水源	1/12	
19	第82号水源	1/12	
20	第83号水源	1/12	
21	第84号水源	1/12	
22	第85号水源	1/12	
23	第86号水源	1/12	
24	第87号水源	1/12	
25	第88号水源	1/12	
26	第89号水源	1/12	
27	六堰取水口	1/14	川本浄水場水源

２.臨時水質検査

定期検査結果により、必要に応じて実施します

２-１.浄水臨時水質検査

No.	検査箇所	採水日・結果(ng/L)		備考
1	皿沼浄水場	5/11	15	皿沼浄水場系で測定値の上昇が確認されているため、年4回の給水栓における定期検査に加えて、皿沼浄水場出口で臨時検査を実施することで水質管理を強化します
		7/1	16	
		8/3	18	
		10/5	17	
		11/9		
		1/4		
		2/1		

２-２.原水臨時水質検査

No.	検査箇所	採水日・結果(ng/L)		備考
1	第18号水源	4/15	9	皿沼浄水場系で測定値の上昇が確認されているため、皿沼浄水場系水源で必要に応じて臨時検査を実施します ※4/15 3/31の検査結果を受け、稼働中の原水7箇所を検査しました ※4/24 20-1号の稼働に合わせ検査しました
2	第19号水源	4/15	17	
3	第20-1号水源	4/24	< 5	
4	第21号水源	4/15	19	
5	第22号水源	4/15	16	
6	第23号水源	4/15	23	
7	第24号水源	4/15	21	
8	第25号水源	4/15	26	

※「< 5」は測定結果が5ng/L未満であり、正確に測定できる最も低い濃度（定量下限値）よりも低い測定結果だったことを表しています。

※測定は原則として目標値の10分の1まで行うこととなっており、深谷市の測定結果は定量下限値を目標値の10分の1である5ng/Lとして測定したものです。定量下限値は検査機関や測定方法により異なります。